

適正化支援事業【高知県国保連】

● 概要

縦覧点検、医療情報との突合点検、ケアプラン点検、研修会・保険者同行支援の大きく4点で保険者支援事業を行っている。

● 実施状況、効果

縦覧点検

平成21年8月から全保険者より点検のみ受託し実施。平成26年10月処理からは全保険者より過誤処理まで受託し実施。

疑義照会件数 約147件/月平均 うち過誤返戻 約43件/月平均（令和6年度）

医療情報との突合点検

平成26年10月から全保険者より点検から過誤処理まで受託。

疑義照会件数 約4,146件/月平均 うち過誤返戻 約7件/月平均（介護）

ケアプラン点検

平成25年度末にケアプラン分析システム（外付）を導入。平成26年度から全保険者から業務委託しデータ提供を実施。給付実績に基づく分析データ（エクセルデータ）を保険者別に作成し、伝送データにより毎月提供。（県には個人情報を除いたデータを提供。）

研修会・保険者同行支援

高知県主催で年2回適正化研修会を開催。ケアプランデータ分析システムの操作方法については、令和元年度まで県主催全体研修会およびブロック別研修会を年に1回開催。操作用PCを用意し、自保険者の分析データを実際に操作する研修としていた。（講師はみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社と国保連合会担当職員）

令和2年度以降、配付資料とWEB会議にて実施。令和5年度以降は研修用DVDの配付とし、県の保険者指導同行時に、操作方法の不明点や活用方法について担当職員が対応している。

同行支援によって、適正化システムから抽出されるデータについて実際のデータを見ながら説明でき、確認方法や活用についても直接担当者に操作してもらいながら説明できる点がメリットである。

高知県国保連合会における適正化支援事業

令和7年11月13日

高知県国民健康保険団体連合会介護保険課

1.適正化支援事業の現状

(1) 縦覧点検業務

平成21年8月から実施 開始当時は点検のみ、保険者で過誤処理

平成26年10月処理分から過誤処理まで連合会受託

(2) 医療情報との突合業務

平成26年10月処理分から過誤処理まで連合会受託

(3) 介護給付費通知業務

平成12年度から実施（令和7年度受託状況：伝送18保険者）

(4) ケアプラン点検業務への支援業務 平成26年度からケアプラン分析システム（みずほ

リサーチ&テクノロジーズ株式会社）を使用して、分析データを提供（伝送）

(5) 研修会・保険者同行支援業務

2.組織体制

○介護保険課介護審査担当職員

- ・ 正規職員（他業務と兼任） 5人（内、再任用1人）（適正化の担当は2人）
- ・ 介護事業専門員（嘱託職員） 1人

○保険者数

- ・ 30保険者（29市町村、1広域連合）

○支払明細書件数

- ・ 約91,411件/月（令和6年度月平均）

○介護給付適正化保険者支援事務手数料

- ・ 県からの適正化補助金および審査支払手数料（90円）から充当
適正化としての手数料は別途徴収していない

3. 保険者支援事業の内容

(1) 縦覧点検

○平成21年8月から全保険者より点検のみ受託し実施、平成26年10月処理分からは全保険者より過誤処理まで受託し実施

○点検内容（7帳票）

「居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表」

「重複請求縦覧チェック一覧表」

「算定期間回数制限縦覧チェック一覧表」

「単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表」

「入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表」

「月途中要介護状態変更受給者一覧表」

「居宅介護支援再請求等状況一覧表」（令和7年4月処理から受託）

介護保険審査支払等システムから出力された縦覧情報を「縦覧点検・サービス計画費不突合確認調整処理システム（外付け）」に取り込み、点検、事業所への照会・確認、過誤申立書の作成、結果通知までを一連の事務処理として毎月行う。

○本会で受託していない帳票（2帳票）

「要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表」

「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」

介護保険審査支払等システムから出力された縦覧情報を紙媒体で保険者へ毎月月末に発送

《例 4月サービス分を6月に出力（直近のサービス分を出力）》

* 疑義照会件数 約147件/月平均 うち過誤返戻 約43件/月平均（令和6年度）

* 縦覧点検結果については、6か月毎に開催の介護給付審査委員会（審査部会）で報告

(2) 医療情報との突合点検

○平成26年10月から全保険者より点検から過誤処理まで受託

（後期高齢者医療レセプトについては令和2年4月より同広域連合から点検から過誤処理まで受託）

○点検内容（突合区分）

「01」介護サービス費と、入院（医療）が重複請求されている。

⇒介護担当職員から介護事業所に確認

「02」居宅療養管理指導費（Ⅰ）（介護）と在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料（医療）が重複請求されている。⇒介護担当職員から介護事業所に確認

「03」要介護認定者（認定有効期間内）に対し、利用給付対象外の指導管理料が請求されている。

⇒介護担当職員、または医療担当職員から医療機関に確認

「04」訪問看護（介護）と訪問看護基本療養費（Ⅰ）（医療）が重複請求されている。

⇒介護担当職員、または医療担当職員から訪問看護ステーション等に確認

「06」介護老人福祉施設（介護）と在宅患者訪問薬剤管理指導料（医療）が重複請求されている。

⇒介護担当職員、または医療担当職員から医療機関に確認

「07」介護老人福祉施設（介護）と訪問歯科衛生指導料（医療）が同月に請求されている。

⇒介護担当職員から医療機関に確認

* 疑義件数 約4,146件/月平均 うち過誤返戻 約7件/月平均（介護）約4.6件/月平均（医療）

* 突合点検結果についても、6か月毎に開催の介護給付審査委員会（審査部会）へ報告

(3) ケアプラン点検

○平成25年度末にケアプラン分析システム（外付）を導入（高知県より依頼あり）

平成26年度から全保険者から業務受託しデータ提供を実施

○給付実績に基づく分析データ(エクセルデータ)を保険者別に作成し、伝送データにより毎月提供（高知県には、個人情報を除いたデータを提供）

○適正化補助金

システム使用許諾費用は、平成28年度より補助金対象となっている

○平成26年度から高知県高齢者福祉課（現長寿社会課）は全保険者でケアプラン点検の実施をするよう依頼。一事業所につき一ケアプラン点検を依頼することから開始。

令和7年度現在、全ての事業所のケアマネジャーごとに点検対象とするケアプランを1例選択する。ただし、保険者の実情に応じて事業所の範囲は保険者の判断で決定（毎年実施、12月～2月報告）

(4) 研修会・保険者同行支援

○適正化システムの活用に関する研修会

例年、年度当初の介護保険担当者説明会において、適正化システムについて概要を説明している。

高知県主催で年に2回程度の適正化研修会を開催しており、令和6年度は介護給付適正化に係る研修会をWeb会議にて、8月に要介護認定の適正化について（県依頼講師）と併せて適正化システムの操作活用方法について（国保連合会から説明）を開催。9月にケアプラン点検について（外部講師）が開催された。

○ケアプランデータ分析システム操作研修について

令和元年度まで高知県主催全体研修会およびブロック別研修を年に1回開催。操作用PCを用意し、自保険者の分析データを実際操作する研修としていた。（講師はみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社と本会担当職員）

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応により資料配布とWEB会議にて実施。令和5年度以降は研修用DVD（作成はみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）の配布とし、高知県の保険者指導同行時に、操作の不明点や活用方法について担当職員が対応している。

○高知県の保険者指導監督への同行

平成27年度は3保険者から開始、保険者の必要としている支援等について情報を得ると同時に、保険者ごとに希望が異なる支援のニーズに応えている。令和2年度から令和4年度まで、新型コロナウイルス感染拡大防止のため同行を中止していたが、R5年度から再開、適正化システムからの情報活用方法や、ケアプラン分析データシステムの操作方法について支援している。

	保険者指導対象保険者数	連合会同行・支援保険者数
平成26年度	8	3
平成27年度	10	3
平成28年度	9	1
平成29年度	6	2
平成30年度	10	7
令和元年度	9	3
令和5年度	5	5
令和6年度	9	6
令和7年度	13	13

○同行支援による気づきとメリット

- ・適正化システムから抽出されるデータについて、保険者で実際のデータを見ながら説明できる

- ➡高知県は小規模保険者が多く、システムデータより顔の見える状況で被保険者の詳細を職員が把握していることが多く、利用しなくてもと思われがちではあった

- ・データの確認方法や活用についても、直接担当者に操作してもらいながら説明できる

- ➡当然だが、説明会だけでは後からシステムは操作してもらえない。一度触ってみてもらえれば、難しくないことを理解してもらいやすい

- ・保険者独自で適正化システムを導入、連合会経由のデータを確認していない保険者への対応

- ➡保険者の導入システムと、連合会経由で提供している適正化のデータ、ケアプラン分析データシステムの出力される情報に乖離がないか、確認してもらうことも提案できる

- ・保険者の適正化担当職員が業務繁忙により対応できていない

- ➡希望があれば、直営の包括支援センターの職員や保健師に対しても連合会の操作支援を行っている

適正化事業における今後の保険者支援について

適正化担当者の
兼務や業務繁忙
による引継ぎ
不十分

- 保険者の担当者が異動になっても、連合会が適正化についての支援（操作方法やデータ利活用方法など）を継続して行う

説明会だけでは
実際の操作に
繋がらない

- 保険者を訪問し、現場で操作支援、実際の保険者のデータで説明する

保険者ごとに
希望する支援
内容が違う

- 全体への説明会終了後のアンケートや、日ごろ出していただく要望にできるだけ個別対応していく

今後、介護情報基盤の稼働を見据えた保険者からの支援のニーズに応えるため、適正化事業で行っている保険者支援を継続していく